

保育の実施基準(別表1)

番号	類型	細目	保護者の状況	指数	保育の実施の期間	
1	就 労 ※内定を含む	内職以外	月 20 日以上勤務	①1 日 8 時間以上就労している。	30	最 長 就 学 前 ま で
				②1 日 6 時間以上 8 時間未満就労している。	28	
				③1 日 4 時間以上 6 時間未満就労している。	26	
			月 16 日～19 日勤務	④1 日 8 時間以上就労している。	28	
				⑤1 日 6 時間以上 8 時間未満就労している。	26	
				⑥1 日 4 時間以上 6 時間未満就労している。	22	
			月 13 日～15 日勤務	⑦1 日 8 時間以上就労している。	18	
				⑧1 日 6 時間以上 8 時間未満就労している。	16	
				⑨1 日 4 時間以上 6 時間未満就労している。	14	
		内職	月 20 日以上勤務	⑩1 日 8 時間以上就労している。	17	
				⑪1 日 4 時間以上 8 時間未満就労している。	13	
			月 13 日～19 日勤務	⑫1 日 8 時間以上就労している。	15	
				⑬1 日 4 時間以上 8 時間未満就労している。	11	
2	出 産	出産予定月を中心に前後 2 か月の期間にある。	30	5 ヶ月		
3	疾 病	入院	①1 か月以上入院している又は入院予定である。	30	最 長 就 学 前 ま で	
			居宅内療養	精神疾患		②家事及び身辺処理ができない状態である。
		③家事又は身辺処理ができる状態である。				20
		一般療養				④寝たきりである。
				⑤医師から 1 か月以上の安静を要すると診断を受けている。		25
				⑥医師から 1 か月以上の通院加療を要すると診断を受けている。		18
		心身障害		⑦身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳Ⓐ若しくはA又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している。		30
⑧身体障害者手帳 3 級、療育手帳B又は精神障害者保健福祉手帳 2 若しくは 3 級を所持している。	26					
⑨上記以外の身体障害者手帳を所持している。	14					
4	看 護 介 護		①1 か月以上入院している親族又は入院予定である親族の入院の付添いをする。	28	最 長 就 学 前 ま で	
			②寝たきりである親族の看護又は介護を常時している。	28		
			③要介護 3 から 5 までのいずれかの認定を受けた親族又は身体障害者手帳 2 級以上、療育手帳Ⓐ若しくはA若しくは精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している親族の看護又は介護をしている。	28		
			④要介護 1 若しくは 2 の認定を受けた親族又は身体障害者手帳 3 級、療育手帳 B若しくは精神障害者保健福祉手帳 2 級若しくは 3 級を所持している親族の看護又は介護をしている。	24		
			⑤医師から 1 か月以上の安静を要すると診断を受けた親族の看護又は介護をしている。	23		
			⑥上記以外の親族の看護又は介護をしている。	14		
5	災 害	火災その他の災害を受けた住居の復旧に従事している。	30			
6	就 学 ※予定を含む	月 20 日以上通学・通所	①1 日 8 時間以上就学している。	30	最 長 就 学 前 ま で	
			②1 日 6 時間以上 8 時間未満就学している。	28		
			③1 日 4 時間以上 6 時間未満就学している。	26		
			月 16 日～19 日通学・通所	④1 日 8 時間以上就学している。		26
				⑤1 日 6 時間以上 8 時間未満就学している。		24
				⑥1 日 4 時間以上 6 時間未満就学している。		20
			月 13 日～15 日通学・通所	⑦1 日 8 時間以上就学している。		16
				⑧1 日 6 時間以上 8 時間未満就学している。		14
				⑨1 日 4 時間以上 6 時間未満就学している。		12
		⑩上記以外で就学している場合。(ただし月 13 日以上かつ 1 日 4 時間以上。)	10			
7	育児休業中 (継続利用が必要な場合)	第 2 子等の育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合。	20	必要な期間		
8	求職活動	求職活動中である。	5	2 か月		
9	特別な支援を要する世帯	児童相談関係機関が児童虐待等により特別な支援を要すると認める世帯である。	30	必要な期間		

10	配偶者の不存在	次のいずれかの状況に該当している。 ア 未婚(婚姻の届出をしないで、事実上婚姻関係と同様の事情にある者が存する場合を除く。)である。 イ 配偶者と離婚した。 ウ 配偶者と離婚協議中で別居している。 エ 配偶者が死亡した。	30	最長就学前まで
11	その他	保護者が上記の類型に類する状況にあって、明らかに保育を必要としていると認められる。	30~5	必要な期間

- 備考 1 保護者が複数箇所に就労している場合であって、それぞれの就労の日が異なるときはそれらの就労日数を合算した日数により、それぞれの就労の1日の就労時間が異なるときは平均時間(月当たりの就労時間の合計を月当たりの就労日数の合計で除して求めた時間をいう。)により、保護者の状況の区分を適用する。
- 2 保護者が1日のうちに複数箇所に就労している場合にあつては、1か所の就労とみなしてそれぞれの就労時間を合算し、保護者の状況の区分を適用する。
- 3 保護者が複数あるときは、それぞれの保護者について指数を決定する。

(別表2)

番号	条 件	調整指数
1	虐待、家庭内暴力等のおそれがあり、社会的養護が必要であること。	20
2	ひとり親世帯であること。	20
3	家庭的保育事業等の卒園後、希望の保育所、認定こども園又は事業所内保育事業に空きがなく入所保留となっていること。	20
4	父母いずれかが保育士資格を有しており、かつ、市内の保育園等で就労(内定含む)していること(転園を除く。)	20
5	育児休業取得により一時退園し(出産要件中の退園に限る)、育児休業明けにより再入園を希望していること(申請児童以外の兄弟姉妹も含む。)	15
6	離婚調停中で別居していること。	10
7	父母いずれかが市内の保育園等で就労(内定を含む。)していること(転園を除く。番号4とは重複しない。)	10
8	保護者が就労等しており、認可外保育施設、ベビーシッター、家庭保育制度等に有料で2か月以上預託し、預託先の証明書の提出があること(育児休業中、求職活動、就労内定又は就学予定を除く。)	10
9	生計中心者の失業又は休業により、就労の必要性が高いこと。	10
10	産後休暇明け、育児休業明けにより職場に復帰予定であること(番号5とは重複しない。)	10
11	生活保護世帯であること。	10
12	申請児童以外の兄弟姉妹(卒園予定児を除く。)が在園していること。	7
13	転入前に保育園等に在園していたこと(就労等を継続している場合に限る。)	6
14	申請児童又は兄弟姉妹が障害を有すること。	5
15	双子が同時に保育園等の利用申込み(転園を除く。)をしている世帯であること(三つ子以上の場合は、1人増えるごとに1点を加算するものとする。)	4
16	利用申込みをしていて、入所保留の期間が6か月以上経過していること(転園を除く。)	4
17	兄弟姉妹2人以上で同時に保育園等の利用申込み(転園を除く。)をしている世帯であること(番号5及び12とは重複しない。)	4
18	兄弟姉妹が別々の保育園等に入所しているため、同一の保育園等への転園を希望していること。	4
19	父母のどちらかが単身赴任している世帯であること。(片道2時間以上の距離の場合に限る。)	4
20	小学校6年生以下の子が3人以上いる世帯であること。	3
21	保護者の就労証明書上の通勤時間が片道1時間以上であること。	2
22	正当な理由なく入園を辞退し、当該年度内に再度利用申込みをしたこと。	-10
23	保護者以外の同居の65歳未満の祖父母が保育可能であること。	-20
24	申請児童の兄弟姉妹が在園児又は卒園児であつて、これらの者に係る保育料を保護者が正当な理由なく3か月以上滞納していること。	-30